

標 題：

日本籍以外の81改正 SOLAS

現存船に設置する ARPA および

操舵装置関連の装置

NK テクニカル インフォメーション

No.7 2

昭和63年 6月20日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1984年9月1日前に建造された一部の日本籍以外の船籍船（81改正 SOLASという「現存船」）に対して、現在、以下に記しました2つの81改正 SOLAS規則の適用が猶予されています。しかしながら、これらの規則の適用をうける該当船は、本年1988年9月1日までに同規則の要件に適合させることが要求され、すでに関係各位におかれましては、しかるべく対処されていることと存じますが、その期日も迫っていますので、未だ処理されていない場合には、なるべく早く対処されるようここに御連絡申し上げます。

- a. 操舵能力を維持するため又は操舵能力を迅速に回復するための装置の設置（第Ⅱ－1章、第29、20規則）

適用対象船： 1984年9月1日前に建造された総トン数40,000トン以上の全ての
油タンカー、化学薬品タンカー又はガス運搬船

- b. 自動衝突予防援助装置（ARPA）の設置（第Ⅴ章、第12(j)(1)(3) (cc) 規則）

適用対象船： 1984年9月1日前に建造された総トン数15,000トン以上20,000トン未満
のタンカー以外の船舶

但し、81改正 SOLAS、第Ⅴ章、第12(j) (iii) 規則により ARPA の設置が免除されている場合は、除かれます。

尚、1988年9月1日までに、該当船が上記要件に適合しない場合、同日をもって本船所持の貨物船安全構造証書（上記 a. の要件に不適合の場合）あるいは貨物船安全無線電信証書／貨物船安全設備証書（上記 b. の要件に不適合の場合）が失効することになりますので御注意下さるようお願い申し上げます。

本件に関して、ご不明な点がございましたら、弊会本部・海外業務部までご照会下さい。

敬具